



津山市経営安定化一時金

(概要:11月1日時点版)

給付金額 (一事業者一回限り)

個人事業者: 10万円

法人: 20万円

給付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している事業者で、次のいずれにも該当すること

- ① 常時使用する従業員数が20名以下であること
- ② 令和3年1月1日以降継続して市内に本拠となる事業所を有する法人又は令和3年1月1日時点で市内に住民登録があり国内に事業所を有する若しくは令和3年1月1日時点で住民登録は市外にあるが市内に事業所を有する個人事業者
- ③ 令和3年1月～10月の間で任意の連続する3ヶ月の事業等収入(法人は売上)が、令和元年又は令和2年の同期間と比較して、**20%以上減少**していること
※事業等収入: 法人は売上、個人事業者は営業等収入、農業収入、不動産収入の合計
※事業等収入に、国・地方自治体からの他の補助金等が含まれる場合は、その額を除く
- ④ 今後も市内(津山市民は国内)で事業を継続する意思のあること
- ⑤ ③の同期間が属する年(法人は年度)以降の確定申告をしていること
- ⑥ ③の同期間が属する年(法人は年度)の事業等収入が、個人事業者は180万円以上(国・地方自治体からの他の補助金等を含む)かつその他収入の合計よりも大きいこと。
法人は360万円以上であること
※その他収入: 事業等収入以外の収入(国・地方自治体からの他の補助金等が含まれる場合は、その額を除く)
- ⑦ 令和3年度の岡山県時短要請協力金又は津山市公共交通等運行継続支援助成金もしくはその両方を受給していない又は今後も受給する予定がないこと

※上記にかかわらず、次の方は対象外となります

○政治団体 ○宗教上の組織若しくは団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号の営業を営む者並びに同条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営む者並びに当該営業について同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者 ○その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして市長が判断する者

申請受付期間

令和3年11月1日(月)～令和4年2月28日(月)

原則: 郵送 窓口の場合は、平日の午前9時～12時、13時30分～17時

詳しくは裏面やHPをご確認ください。

🔍 津山市経営安定化一時金

必要書類

※交付要件を確認するため、下記以外にも書類の提出を求める場合があります

○法人の場合

- ① 経営安定化一時金交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)
- ② 令和3年1月～10月の間の任意の連続する3ヶ月間の売上がわかる書類
- ③ ②の前年度または前々年度の同期間の売上がわかる書類
- ④ ③の同期間が属する年度の法人税確定申告書別表一の写しと法人事業概況説明書(1、2枚目)の写し
- ⑤ 市内に有する事業所が本店以外である場合は、本拠であることを証する書類(事業所ごとに所属する従業員数、全店舗の売上台帳の写しなど)

○個人事業者の場合

- ⑥ 経営安定化一時金交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第2号)
- ⑦ 令和3年1月～10月の間の任意の連続する3ヶ月間の事業等収入がわかる書類
- ⑧ ⑦の前年または前々年の同期間の事業等収入がわかる書類
- ⑨ ⑧の同期間が属する年の所得税確定申告書B第1表の写しと所得税青色申告決算書(1、2枚目)又は収支内訳書の写し、住民税申告者については⑧の同期間が属する年の住民税申告書の写し
- ⑩ 身分証明書の写し(運転免許証、保険証など現住所が確認できるもの)
※⑨の申告書記載の住所と異なる場合は、繋がりがわかる書類を添付すること。
- ⑪ ⑧の期間が属する年のその他収入で、その年限りの一時的な収入がある者にあつては、一時的な収入であることを証する書類の写し
- ⑫ 津山市民でない及び令和3年1月2日以降に市外へ転出した方は、住民票の写し

○共通

- ⑬ 申請者名義の振込口座の通帳の写し(表面と通帳を開いた1・2ページ目)
- ⑭ 事業所の位置を示す図面及び事業所を確認できる写真、事業所を有する証拠書類

※⑤⑪⑫⑭の書類については、津山市の令和2年度小規模事業者緊急支援金又は令和3年度事業継続支援金を受給するにあたり提出したものと変更がない場合は、添付を省略できます。

提出方法

上記の必要書類を揃え、郵送か窓口にて提出してください。

【郵送先】

〒708-0004 津山市山北663 津山市役所東庁舎
津山市産業文化部商業・交通政策課

【申請窓口】

- ・津山市商業・交通政策課(津山市山北663 津山市役所東庁舎2階)
- ・津山商工会議所(津山市山下30-9)
- ・作州津山商工会(津山市新野東567-9、南方中1690-1、加茂町塔中138-7)

お問合せ

津山市産業文化部商業・交通政策課

☎0868-32-2081

✉ shoukoutsu@city.tsuyama.lg.jp